国会事項

国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部を改正する規程

国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部を改正する規程は、三月二十六日両議院議長において、次のとおり協議決定した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部を改正する規程

国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程（昭和二十二年七月十一日両院議長協議決定）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「旅行日数に応じて日額一万九千二百円（議長にあつては、日額二万二千百円）の定額による旅費のほか、内閣総理大臣等（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）第二条第一項第二号に規定する内閣総理大臣等をいう。）」を「内閣総理大臣等（国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第一条第二項第一号に規定する内閣総理大臣等をいう。）」に改め、「旅行する場合」の下に「に支給する旅費」を加え、「及び航空賃」を「、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び宿泊手当」に改め、同条第二項中「遺族」の下に「（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）第二条第七号に規定する遺族をいう。第九条第四項において同じ。）」を加え、「死亡地から東京都千代田区永田町までの往復に要する前職務相当の」を「政府職員が出張のための内国旅行中に死亡した場合の例により、」に改め、同条第三項を削る。

第五条から第八条まで　削除

第九条第一項中「、車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料、旅行雑費」を「、その他の交通費、宿泊費、宿泊手当、渡航雑費」に改め、同条に次の一項を加える。

第一項に規定する場合において、議長、副議長又は議員が死亡したときは、その遺族に対し、政府職員が出張のための外国旅行中に死亡した場合の例により、旅費を支給する。

附　則

（施行期日）

第一条　この規程は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　改正後の国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程（以下「新規程」という。）の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に出発した旅行で、施行日以後に旅行内容に変更が生じた場合は、新規程の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

（裁判官弾劾裁判所裁判員旅費支給規程及び裁判官訴追委員旅費支給規程の一部改正）

第三条　次に掲げる規程の規定中「から第七条まで」を削る。

一　裁判官弾劾裁判所裁判員旅費支給規程（昭和二十七年七月九日両院議長協議決定）

二　裁判官訴追委員旅費支給規程（昭和四十九年四月二十七日両院議長協議決定）

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部を改正する規程

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部を改正する規程は、三月二十六日両議院議長において、次のとおり協議決定した。

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部を改正する規程

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程（昭和二十二年九月一日両院議長協議決定）の一部を次のように改正する。

第二条中「鉄道賃及び船賃は別表第一により、車賃及び日当は別表第二の定額によつてこれを支給する」を「旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、これらの内容については、指定職職員等（国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第一条第二項第二号に規定する指定職職員等をいう。）の例による」に改める。

第三条を次のように改める。

第三条　証人等に支給する日当の額は、陳述（証人の補佐人にあつては、助言。以下同じ。）に要した時間（これに準ずる時間を含む。以下同じ。）が四時間未満の場合は一万八千八百円、陳述に要した時間が四時間以上の場合は二万二千九百円とする。

第四条第一項中「滞在宿所、証人等としての滞在日数及び途中天災その他止むを得ない事由によつて要した日数」を「宿泊地及び証人等として宿泊した日」に改め、同条第二項中「途中」を削り、「止むを得ない事由によつて要した日数については」を「やむを得ない事情により要した日があつたときは、当該やむを得ない事情により要した日を前項の請求書に記載し」に、「添附し」を「添付し」に改める。

別表第一及び別表第二を削る。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第六号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程（以下「新規程」という。）の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に議院に出頭をし又は陳述（証人の補佐人にあつては、助言。以下同じ。）をした証人等（議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程第二条に規定する証人等をいう。以下同じ。）の当該出頭又は陳述に係る旅費及び日当について適用し、施行日前に議院に出頭をし又は陳述をした証人等の当該出頭又は陳述に係る旅費及び日当については、なお従前の例による。ただし、施行日前に議院に出頭をし又は陳述をした証人等の当該出頭又は陳述に係る旅行で、施行日以後に旅行内容に変更が生じた場合は、新規程の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分については、なお従前の例による。